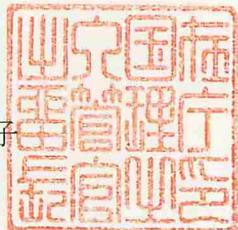


入管庁総第1209号  
令和2年7月7日

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子



行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称等	令和2年1月31日、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人が行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると法務大臣によって認定された、日本国の利益又は公安を害する行為として想定されている行為の内容が書いてある文書（法務省HPに掲載されている文書は除く。）
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和2年5月29日、入管庁総第910号 (2) 開示決定等をした者 出入国在留管理庁長官 (3) 開示決定等の種類 不開示決定
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和2年6月5日 (2) 審査請求の趣旨 原処分の取消しを求める。
4 諮問日・諮問番号	令和2年7月7日・令和2年（行情） 諮問第362号

担当課等：出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

〒160-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー

TEL：03-5363-3005